



「日高村水害に強いまちづくり条例」 概要

「日高村水害に強いまちづくり条例」について

日高村の歴史は、水との闘いの歴史です。300年を超える水との闘いから脱却すべく様々な治水対策を行っています。この条例の制定をきっかけに、水害の村から、水・自然と共存する村となるよう、村の流域治水に関する基本方針を明文化します。この条例は、主に以下の内容で構成されています。



1. 目的・基本理念・基本方針

自然と共生し、永年の水との闘いの歴史に終止符を打ち、床上浸水被害をなくすことを目的として、村・村民・事業者が協働して流域治水対策を推進します。

2. 「日高村浸水予想区域」について

平成26年台風第12号規模の降雨が起こると、村民の命や財産に危険を及ぼすことが予想される区域を「日高村浸水予想区域」として指定します。日高村浸水予想区域と想定浸水深については、村長が公表します。

3. 建物床高規制に係る方針について

「日高村浸水予想区域」内で新たに建築物を建てる場合の「居室」の床高について規制する方針です。

4. 貯留浸透阻害行為について

雨水の「貯留」・「浸透」や洪水による氾濫水の「貯留」を阻害する盛土や埋立て、土地の形質の変更等の「貯留浸透阻害行為」を行おうとする者は、事前に村長に届け出ることが必要です。ただし、農地の保全目的で行う行為や応急措置として行う行為については、この限りではありません。

5. 日高村水害に強いまちづくり審議会について

本条例の運用に当たり必要な事項等について審議するために、「日高村水害に強いまちづくり審議会」を発足します。学識経験者や、河川・流域治水、自治・まちづくり等に関する有識者等のうちから、村長が委嘱する委員をもって構成されます。

6. その他

上記以外に、防災情報の提供等に関する事、自主防災組織の充実に関する事、河川環境の保全・管理に関する事、森林、農地の保全に関する事、流域治水対策に関する教育の推進に関する事を条例で定めます。

7. 施行期日

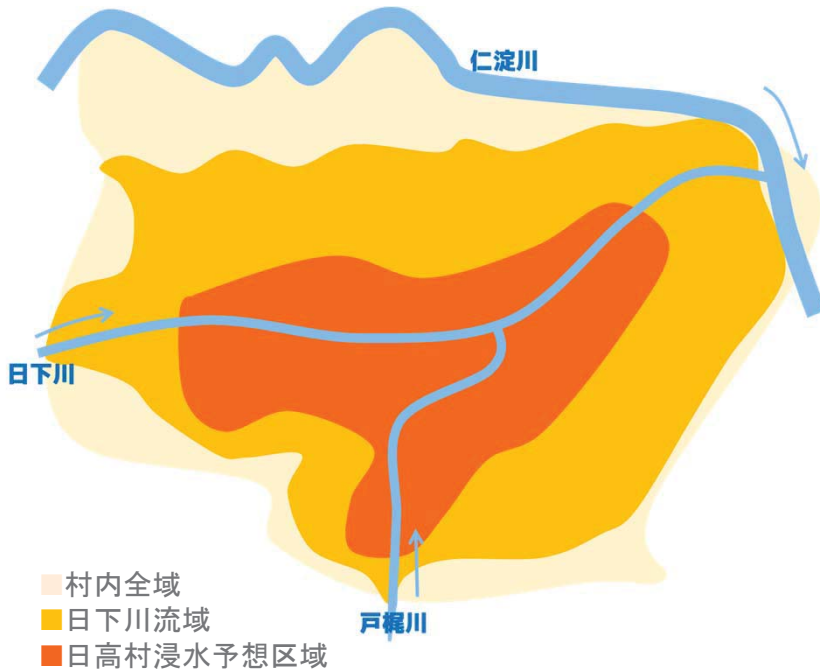
令和3年度中に施行予定（一部規則で定める日）

※3. 建物床高規制については、高知県等との協議を経て、規則で定める日から施行予定です。

8. 条例イメージ図

「村内全域」「日下川流域」「日高村浸水予想区域」のそれぞれに対して、規制等を行います。

—日高村略図—



- 村内全域
- 日下川流域
- 日高村浸水予想区域

村内全域

防災情報など

- ▶▶▶ 学校教育や自主防災組織の活動などで積極的に啓発し、村民の生命財産を守る

農地・山林など

- ▶▶▶ 農地・森林保全を行う

日下川流域

貯留浸透阻害行為規制

- ▶▶▶ 1,000㎡以上の面積での阻害する恐れのある行為について、「計画書」を届出する

日高村浸水予想区域

建物床高規制

- ▶▶▶ 新たに建築物を建てる場合、「居室」を「基準高」以上とする

9. FAQ

自分の家が「日高村浸水予想区域」に該当するかどこで確かめればいいのか？

「日高村公告式条例」に基づいて、村内の掲示場で公表されます。また、日高村役場建設課に設置された台帳で確認することも可能です。

新しく家を建てたい時は、どうしたらいいの？

浸水予想区域内に新しく住宅を建てる場合、居室の高さを想定浸水深以上にする必要があります。将来的に、建築申請が必要となります。

ビニールハウスを建てる時は、どこへ何を申請したらいいの？

流域内で、1000㎡以上の開発を行う場合は、村に対して、届出と計画書の提出を行う必要があります。基準未満の規模の場合は、届出不要です。

雨で流れてしまった土を畑に戻したいけど届出が必要？

元々あった土を畑に戻す行為については、通常の管理行為の範囲内と考えられるため、届出は不要です。詳しくは規則をご確認ください。

自宅の1階部分を仕事場として使用しているけど、「居室」に含まれるの？

「居室」とは、居住・執務・作業等を目的として継続的に使用する場所を指すため、事務室等は「居室」に含まれます。車庫・物置は含みません。

もしも条例に違反してしまったらどうなるの？

盛り土等の貯留浸透阻害行為に対して、条例に基づく対策を取らなかった場合、村長から助言・勧告を行います。

その他、条例に関してご不明点等ございましたら、日高村建設課治水対策室までお問合せください。

お問合せ先・・・日高村建設課治水対策室

☎ : 0889-24-5114 (村内無料電話 : 724-5114) ✉ : kensetsu@vill.hidaka.lg.jp